

南丹市教育大綱

—第2次南丹市教育振興基本計画—

平成31年2月

南 丹 市

南丹市教育委員会

第2次南丹市教育振興基本計画

南丹市の教育の基本理念

南丹市教育委員会では、平成26年7月に策定した南丹市教育振興基本計画により教育行政の推進を図ってきたところですが、本年度第2次南丹市総合振興計画の策定を受けて、現在の計画の見直しを図り、今後の予想される社会の変化に対応でき、次代を創生していく市民の育成を目指して、本計画を策定します。

本計画の策定にあたっては、持続可能な南丹市を具現化するために長期的な視点を持つことが肝要であり、その基本理念として次の「南丹市の目指す市民像」の実現に努めます。

南丹市の目指す市民像

人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い『ふるさと南丹市』を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、ともに生きようとする市民

南丹市の教育の基本理念を実現するための3つの柱

- ・生涯にわたって学び続ける力の育成と環境の構築
- ・ふるさと南丹市を愛する心の醸成
- ・これからの社会を生き抜く力の育成とつながりの構築

※平成30年7月開催ワークショップ（教育委員会事務局、関係課、保幼小中教職員有志が参加）で出された意見より整理

超スマート社会 Society5.0(※¹)に描かれるように今後急激な変化が予測される社会において、目指す市民像を実現するためには、今まで以上に地域社会総がかりで子どもたちを育ていこうとする地域コミュニティの高まりが求められます。そのために本市教育委員会では学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）及び地域学校協働本部を活用し、「社会に関われた教育課程」及び、「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりに向けた生涯学習」の実現を目指します。

（*南丹市が目指す学校運営協議会制度及び地域学校協働本部は、別紙で説明）

※¹ Society5.0：IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会として、科学技術基本法第5期のキャッチフレーズとなっている。

第一章 南丹市教育振興基本計画の策定

1 計画策定の趣旨

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の理念の実現に向け、教育振興の道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第 17 条第 2 項で、国及び地方公共団体は、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画を定めることが求められています。

このことから、本市の実情に応じた教育振興のための基本的な計画を策定し、総合的かつ計画的な教育施策を推進するものです。

2 計画の位置づけ

- ① 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。
- ② 第 2 次南丹市総合振興計画（2018 年度～2027 年度）の部門別計画とします。
- ③ 本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画として、広く市民に周知し、教育行政に対する市民の理解を深めます。
- ④ 本計画の着実な実現を図るため、毎年度進捗状況の把握・評価を行い、重点課題を整理した上で、実践の方向性を「南丹市教育の指針」として、具体化を図ります。

3 計画の期間と範囲

計画の期間は、2018 年度から 10 年間とし、5 年間を目途に見直しを図ります。範囲は教育委員会が所掌する施策全体とします。

第二章 計画の実現に向けて

○施策の基底にあるもの

「社会に開かれた教育課程」及び「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりに向けた生涯学習」を実現するために、地域(行政・企業含む)・保護者・学校が、「目指す子ども像」を共有した上で連携・協働し、以下の計画を推進していきます。

I 生涯にわたって学び続ける力の育成と環境の構築

I-① 豊かな人間性の育成

I-①-1 「夢」と「志」を持ち、豊かな人間性を備えた人材を育成します。

豊かな人間性を備えた人材を育成するためには、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育み、その基盤となる「生きる力」としての学力を育成します。また、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材育成ができるよう、学校教職員の指導力の向上を図るとともに、学校教職員が指導に集中できる環境を整えます。さらに、地域社会総がかりで子どもを育むために地域と学校をつなぐ人材を育成します。

I-①-2 確かな学力の定着と論理的思考力の育成を図ります。

変化する社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識や技能を身につける必要があります。そのうえで、得た知識や技能を必要に応じて組み合わせたり、表現したりすることで、正解が一つではない課題を解決する力も求められます。そういった学びを深めるためにも、効率よく学び、学びを表現するツールとして ICT を十分に活用していきます。また、プログラミング教育を通して論理的思考力を育成するとともに、社会の基盤となる ICT を身近なものとしてとらえ、考える感性を養います。

I-①-3 生涯にわたる学習機会と自発的な学習活動への参加を促進させます。

人生 100 年時代に突入し、少子高齢化が予測される本市において、生涯学び続ける基盤を整えることは、豊かな人生を過ごすことにつながるとともに、人材育成やまちの活性化にもつながります。そのために、市民個々の能力や活動を掘りおこし、魅力的な学習機会につなげます。

I-①-4 0 歳から読書で学べる環境を構築します。

学びの基礎力の一つとなる読書を、楽しみながら習慣づけるとともに、すべての世代において読書に親しめる環境を整えます。

I-② 安心して学べる環境の構築

I-②-1 人権が尊重されるまちづくりを推進します。

すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、誰もが楽しく安心して学び、生活することができるまちづくりを目指します。

I-②-2 子どもを地域社会総がかりで守る仕組みを整えます。

自然災害や、子どもを取り巻く社会環境に起因する様々な危機から子どもを守る仕組みや環境を整えます。地域社会総がかりでセーフティネットを構築するとともに、子どもが自らの身を守る力を育成します。

I-②-3 学校や生涯学習施設の安全対策を図ります。

安心して学習でき、また、災害時には避難所としての機能も持たせられるように、施設の改修・維持管理に努めます。

I-②-4 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみ、文化に親しめる仕組みを整えます。

人生100年時代を迎え、健康で充実した人生を過ごすことができるよう、健やかな体をつくとともに、スポーツや文化・芸術を楽しみ、心豊かに生活できる仕組みを整えます。

II ふるさと南丹市を愛する心の醸成

II-① 「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出

II-①-1 地域資源(重要文化財や歴史資産)を学べる環境を整えます。

地域や世界で活躍できる人材となるために、まずは自身が生まれ育ち生活する地域を深く学ぶことが重要です。先人の知恵や工夫、歴史を学び、語り継いでいくことができるような環境を整えます。

II-①-2 地域の自然の中で体を使った体験や科学を学べる環境を整えます。

自然豊かで魅力ある南丹市において、その素晴らしさを体感することで、感性を磨くとともに地元への愛着を高めます。また、その実体験から科学を学べる環境や機会を創出します。

II-①-3 市の文化財の魅力の創出と発信を行います。

本市が誇る豊かな自然と文化、歴史の魅力を整理・発掘し、記録・保存・保護するとともに、それらを学び、活用することを通して市の内外に魅力を発信し、市民が誇りを持ってふるさとを語れる気運を高めます。

II-①-4 さまざまな学習機会を創出します。

地域で活躍する人、地域の食や食材、地域社会を支える仕組みなど、地域社会で受け継がれてきたことや、地域を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展・継続していくよう様々な学習機会を創出します。

II-② 文化芸術の継承・発展による文化力(※²)の向上

※²文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力

II-②-1 文化芸術の魅力・情報発信を充実させます。

地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、それらの価値が認識され、理解が深まるよう展覧会等の充実を図ります。

II-②-2 文化芸術を楽しめる環境構築に努めます。

文化や芸術の魅力を発信・受信する楽しみや喜びを味わったり、共有したりする機会の充実を努め、市民の感性や文化力を向上させます。

III これからの社会を生き抜く力の育成とつながりの構築

III-① ダイバーシティ教育(※³)の推進

※³人種・国籍・ジェンダー・年齢・障害・宗教・価値観などが多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育。

III-①-1 外国語教育や多様な文化の学習を充実させます。

外国語教育では、外国語の習得だけではなくコミュニケーションを図る能力を高めながら、国内外の文化的多様性や相互理解の充実を図ります。

III-①-2 ユニバーサルデザイン環境の構築に努めます。

全ての人々が利用しやすい施設の整備や、全ての人々が学びやすい教育環境の整備に努めます。また、個別の教育的ニーズに対応できる教育機会の確保や、個別指導・支援環境の整備に努めます。

III-①-3 バリアフリー意識の啓発・浸透に努めます。

交流及び共同学習を通じて、様々な障がいのある人もない人も、個々の違いを個性として尊重し、認め合う意識の啓発・浸透に努めます。

Ⅲ-② 自己肯定感・有用感の育成

Ⅲ-②-1 異年齢での学びや交流の場を広げます。

就学前を含めた校種間連携や、子どもから大人までが集える学びの機会と交流の場を創出します。

Ⅲ-②-2 地域における子どもの居場所を充実させます。

学校や家庭ではない、地域における子どもの居場所を作り、地域社会が子どもと関われる場、子どもが地域社会に関われる場を充実させます。

Ⅲ-②-3 子どもが地域社会で活躍できる場を創出します。

子どもが地域社会の一員として、役割を担い活躍・貢献することで、自己肯定感や自己有用感を実感できる機会や場を創出します。

Ⅲ-②-4 地域人材が学校で活躍できる場を創出します。

地域学校協働活動を推進し、地域人材が学校で活躍できる機会や場を創出します。